

## 障害福祉サービス利用の流れ

「障害福祉サービス」をご利用頂くには「サービス利用計画」が必要です。サービス利用計画の作成については、市で指定を受けた「相談支援事業所」の「相談支援専門員」が、障がいのある方やご家族の困りごとをお聞きし作成致しますので、安心してお任せ下さい。また、サービス利用中にサービス内容に追加・変更がある場合にも相談支援専門員にご相談頂くことができます。

どのようなことで困っているのか？  
どのような生活を望んでいるのか？  
こんなサービスを利用したい。

まずは各地域のあんしん相談センター に相談します。  
(根上：55-5626 寺井：58-6117 辰口：51-7771)

担当者からサービスを利用するための流れを説明します。

相談支援事業所を選んでいただきます。

○相談支援専門員は、生活全般のお話を聞き、どのような生活を望んでいるのかを一緒に考えます。  
○どんなサービスが利用できるのか？どんな事業所があるのか？をお伝えします。

市にサービス利用の申請をします。

認定調査員が面接・サービス利用のための調査をします。

生活全般の支援計画(案) (サービス利用計画案) を相談支援専門員が作成します。

計画(案)を確認して「これでいい。」と思ったら、同意し署名をします。

支援計画(案)をもとに市役所が支給決定の判断

受給者証の発行

利用が決定したら利用するサービス提供事業所も入りみんなでこれからの支援体制について確認する会 (サービス担当者会議) を開きます。

サービス利用開始

サービス利用計画を作成します。

《相談支援とは？》

- 今日までの生活、今の生活を教えていただき、これからの望む生活を一緒に考えます。
- 利用できるサービスや資源の情報をお伝えしたり、手続きを行うお手伝いをします。
- 生活は、福祉サービスだけでなく、いろんなところや人とつながり、営まれることだと思います。そのためご本人を中心にした、みんなで支えていける体制づくりのお手伝いをします。

介護給付サービスの利用については、審査会が行われます。

《介護給付サービスとは？》

障害支援区分認定をし、調査書と医師の意見書をもとに審査会(月に1回)が行われ、障害支援区分が決定するサービスです。

【障害支援区分の種類】

- 居宅介護 (ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 短期入所 (ショートステイ)
- 生活介護
- 施設入所支援

サービスを利用して、望む生活が送れているかどうかなどを定期的に確認します。(モニタリング)



—障がいのある方とご家族へ—

# のみ福祉つながるマップ

～安心でよりよい生活を  
実現するために～

## 【マップ掲載内容】

●相談支援事業所について

1. 児童系サービス (児童発達支援・放課後等デイサービス)
2. 就労系サービス (就労継続支援A型、B型・就労移行支援)
3. 日中活動系サービス (生活介護・自立訓練・地域活動支援センター)
4. 住まい系サービス (グループホーム・短期入所・施設入所支援)
5. 訪問系サービス (居宅介護・移動支援・行動援護・同行援護・訪問看護)

地域の障がいのある方が利用できる福祉サービス  
事業所の詳細な情報を記載することで、自分に  
合ったサービスを選択できるように作成しました。

能美市地域自立支援協議会 事務局 (能美市役所内)



QRコード

令和5年8月発行

# 相談支援事業所

生活支援ネット Be 星が岡ステーション  
相談支援センター たいよう  
相談支援センター はまかせ

## 相談支援専門員とは？

相談支援事業所に配置され、本人の思い（夢・希望）を大切に、障がいのある方やその家族などの生活全般について相談を受ける専門スタッフです。ご相談をお伺いし、適切なサポートをします。障がいの種別は問いません。相談は無料です。



## どんな時に相談すればいいの？

- **人付き合いが苦手で、学校卒業後ずっと家で引きこもっている・・・。**  
生活のしづらさが障がいによるものと考えられる場合、適切な専門機関を紹介するなど、今後の生活を一緒に考えます。
- **難病で働くのは難しい。でも、本当は働きたい・・・。**  
難病の方も支援の対象です。ご自分にあった働き方を一緒に考えます。
- **なかなか仕事に就けない。障がいがあってもできる仕事がしたい・・・。**  
一般就労にも触れ、それ以外のご本人にあった働き方も一緒に考えます。
- **卒業後どうなるんだろう・・・？先が見えず不安でいっぱい。**  
お子さんや学校の先生、市役所の職員等を交え、お子さんにあった方法を一緒に考えます。
- **障害者手帳を取得したらどうなるのかなあ？**  
障害者手帳をとることで、あなたの生活がどのように変化するのか、適切な情報を提供します。
- **今の生活が物足りない。もっと生きがいや楽しさを持ちたい。**  
現状のあなたの不安や不満をお聞きし、どんなことが可能なのか、どんなことをすればいきいきと生活できるのか、一緒に考えます。また、必要な情報提供も行います。

相  
①

社会福祉法人 佛子園  
生活支援ネット Be  
星が岡ステーション

〒923-1224  
能美市和気町ヤ4-5  
TEL:0761-51-6553  
FAX:0761-51-6156

E-mail  
hoshigaoka@bussien.com  
URL  
http://www.bussien.com/

指定特定（計画作成）・一般相談（地域移行）・障害児相談・自立・生活援助

障がいの種別や程度に関わらず、児童から高齢者まで幅広い年齢層に対応していきます。  
発達、就労、生きがい等の様々な相談支援を行います。

**営業日時**  
月曜日～日曜日（土・日等休日は電話対応）  
受付時間 午前8:30～午後5:00  
サービス提供時間  
午前9:00～午後6:00

**相談体制**  
管理者（兼任）  
きしもと たかし  
岸本 貴之  
相談支援専門員（専任2名）（兼任1名）  
つじ よしかず  
辻 由和  
こんや ちか  
紺谷 知佳  
あさい じゅんこ  
浅井 淳子

**特 色**  
運営事業所である「星が岡牧場」には知的障がいのある方を中心に「児童」「就労」「日中活動」「住まい」「訪問」等の福祉サービス事業所が併設されているため、様々な相談に対応させていただきます。  
また、運営法人である「佛子園」は白山、金沢、野々市、小松、能登に事業展開し、多様な福祉サービスを提供しており、利用者の生涯を通じた支援体制を整えています。

# MEMO